



症状ごとの配慮 の考え方

産業医科大学 立石 清一郎

就業上の措置の分類

安全配慮≡『医学的』に禁忌

- ①仕事をさせると持病が悪化する
- ②事故・災害リスクがある

治療と仕事の両立支援を行うに当たっての
留意事項 (ガイドライン3ページ)

- ① 安全と健康の確保 (安全配慮)
- ② 労働者本人による取組 (自己保健義務)
- ③ 労働者本人の申出
- ④ 治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応
- ⑤ 個別事例の特性に応じた配慮

↓
Reasonable accommodation

- ⑥ 対象者、対応方法の明確化
- ⑦ 個人情報の保護
- ⑧ 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

1.2 留意事項

「意見書」復帰時・就業継続時
両立支援ガイドラインに記載

留意事項通知に係る別紙様式と施設基準に係る別紙
「別紙様式49」「別紙様式49の2」にも記載

1.4 両立支援の流れ

Reasonable Accommodation

働くための環境や仕組みを整理すれば無理なく働ける

要求業務の大幅な変更 (障害が残る場合の対応)

仕事をする上で調整不可能な能力の欠損がある

藤野ら. 産業医が実施する就業措置の文脈に関する質的調査.
産業衛生学雑誌 2012; 54 (6): 267-275を著者改変

安全配慮やReasonable accommodationに対する対応モデル

作業内容

SOAPで検討する

Subjective, Objective

症状
(プロブレム)

Subjective

仕事上
困ること

Assessment

配慮・制限

- ・安全配慮
- ・Reasonable accommodation

Plan

症状別配慮集

配慮検討シート

症状 (プロブレム)	安全配慮		Reasonable accommodation	要求業務の 大幅な変更
	病状悪化	事故		

配慮検討シート(心不全)

症状 (プロブレム)	安全配慮		Reasonable accommodation	要求業務の 大幅な変更
	病状悪化	事故		
心機能低下 息切れ	重量物作業 ⇒禁止	なし	なし	なし
倦怠感	なし	なし	有給休暇を 取りたい	なし

意見書の作成

- 条件付き可
- 心不全により入院加療を行った。
- 心機能低下による負担軽減のため重量物作業を禁止することが必要である。
- 倦怠感があるので、適宜有給休暇がとれる環境があることが望ましい。



このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20J A 0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。